

北陸大学受託研究取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、北陸大学（以下「本学」という。）において実施される受託研究の取扱いについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「受託研究」とは、本学が政府機関、地方公共団体、民間企業及びこれらに準ずる学外機関等の委託を受けて、共通の研究課題について担当者が行う調査研究等で、これに要する研究費等を学外機関が負担するものをいう。

2 「研究費」とは、受託研究において、学外機関等が負担する研究経費をいう。

3 「担当者」とは、受託研究を職務として実施する大学の専任教員等のことをいう。複数の担当者で実施する研究においては、代表者を定めるものとする。

4 「一般管理費」とは、研究費を受け入れ、担当者の研究環境の改善や機関全体の機能の向上に活用するために、本学が使用する経費をいう。

(受入れ基準)

第3条 受託研究の受入れは、本学の教育研究の向上又は社会への貢献に資するもので、本学の教育・研究に支障のない場合に限り、これを受入れることができる。

(申込み及び受入れ)

第4条 本学に受託研究を委託する者（以下「委託者」という。）は、学長宛の所定の申請書を、社会連携研究推進部に提出するものとする。

2 受託研究の受入れの諾否は、当該受託研究の担当者の所属部局長の同意を得た後、学長の承認をもって決定する。

3 学長は、受託研究の受入れを決定したときは、その旨を理事長に報告するものとする。

(契約の締結)

第5条 前条で受入れを決定した場合は、次の各号に掲げる事項を記載した契約を書面により締結する。

- (1) 研究題目、目的・内容、担当者名
- (2) 研究費に関する事項
- (3) 研究の実施期間に関する事項
- (4) 研究の中止及び延長に関する事項

(5) 研究により発生した知的財産権に関する事項

(6) 研究結果の報告、公開に関する事項

(7) 秘密保持に関する事項

(8) その他受託研究に関して必要な事項

2 契約に際しては、担当者と委託者の間で事前に協議を行い、受託者と委託者との間で契約書を締結する。

3 締結された契約について、その内容の変更又は更新を行う場合は、前条に準ずる手続きによって行う。

(研究費)

第6条 受託者は、契約に別段の定めがない限り、契約締結の日から起算して30日以内に本学に研究費を納入するものとする。いったん納入された研究費は、原則として返還しない。ただし、学長がやむを得ない理由と判断した場合は、当該研究費の全部又は一部を返還することができる。

2 一般管理費は、契約に別段の定めがない限り、研究費の10%とする。

3 研究費は、本学会計に収納されるものとし、直接経費の額の範囲内、当該受託研究期間内でこれを支出する。

(受託研究の中止)

第7条 受託研究を途中で中止する場合は、委託者及び本学の双方で協議するものとし、いずれかが一方的にこれを中止することはできない。

2 委託者の都合で受託研究の全部又は一部を取り消す場合は、既納の受託研究費は、委託者に対し返還しない。

3 本学の都合で受託研究の全部又は一部を研究途中で中止する場合は、既納の研究費の全部又は一部について、委託者に対し返還することができる。

(設備等の帰属)

第8条 研究費により購入した設備等は、契約に別段の定めがない限り、本学に帰属する。

2 大学帰属となった設備・備品等は、代表者が他の研究機関に転出する場合には、契約に別段の定めがない限り、代表者の希望により転出先機関に移管することができる。

(知的財産権の取扱い)

第9条 研究の実施により得られる知的財産権に関する取扱いは、本学と委託者が協議の上、契約において定めるものとする。

2 本学に所属する担当者は、別に定める北陸大学発明等取扱規程を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第10条 研究の実施にあたり、委託者より提供又は開示を受け、若しくは知り得た技術上及び営業上の一切の情報について、本研究の実施のための必要かつ最小限の自己の担当者以外に開示・漏洩してはならない。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- (1) 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していた情報
- (2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっていた情報
- (3) 開示を受け又は知得した際、自己の責によらずに公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得した内容
- (5) 書面により事前に相手方の同意を得たもの

(研究結果の報告)

第11条 担当者は、受託研究の期間終了後、研究結果について相手方に報告するとともに、所定の様式により学長に報告するものとする。

(研究成果の公表)

第12条 当該研究によって得られた成果は、原則として担当者によって公表されるものとする。ただし、公表の時期及び方法等については、特許権等の取得の妨げにならない範囲において、委託者と協議のうえ、契約書等において適切に定めるものとする。

(研究補助者)

第13条 担当者は、学内外から研究補助者を受入れる場合は、あらかじめ所属部局長の承認を得なければならない。

(事務)

第14条 この規程に関する事務は、社会連携研究推進部が行う。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (昭和51年11月8日制定 第8回理事会)

この規程は、昭和51年10月20日から施行する。

附 則 (平成27年3月9日一部改正 第538回常任理事会)

この規程は、平成 27 年 3 月 9 日から施行する。

附 則（改正 2023（令和 5 年）年 3 月 20 日 第 709 回常任理事会 2023 年 3 月
23 日理事長決定）

この規程は、2023 年 4 月 1 日から施行する。